

～みてる みんなのまなざし ぼくらの力～ 地域が育む「かごしまの教育」県民週間(11月1日～11月7日)

目的

県民週間は、学校・家庭・地域社会のより一層の連携と協力の下に、県民一人一人が鹿児島県の教育について考える気運を高め、本県教育の充実と発展を図ることを目的としています。

内容

県内の小・中学校および高等学校などでは、授業参観や昔から伝わる遊び、地域伝統芸能の継承、地域の特色を取り入れた行事など保護者や地域の方々に参加していただけるユニークな教育活動を計画しています。ぜひ各学校で行われる取り組みにご参加ください。

具体的な実施内容については、最寄りの学校や市町村教育委員会からの案内などをご覧ください。また、県教育委員会のホームページにも掲載しています。

○各学校での主な実施内容(昨年度)

幼稚園	保育参観、ふれあい保育、芋掘り、料理活動 ほか
小学校	授業参観、学習発表会、民間企業の職員によるキャリア教育 ほか
中学校	授業参観、文化祭、農業体験学習、島唄学習、ふれあい給食 ほか
高等学校	授業参観、文化祭、職場体験学習、収穫祭、校内弁論大会 ほか
特別支援学校	授業参観、学習発表会、小中学校との交流会 ほか

取組期間

県民週間(11月1日～11月7日)を含むその前後3週間

平成24年度のポスター原画、標語の優秀作品を、10月31日(水)から11月6日(火)の間、鹿児島市の山形屋2号館から3号館への3階連絡通路に展示しています。どなたでもご覧いただけますので、お気軽にお越しください。



地域の皆さんの授業参観
(曾於市立岩川小学校)



地域の皆さんとのふれあい給食
(中種子町立納官小学校)

問い合わせ先 教育庁総務福利課 ☎099(286)5188

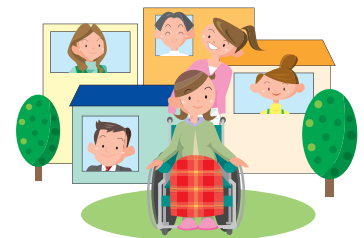
平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行されます

虐待は、障害者の尊厳を傷つけ、自立や社会参加を妨げるものであるため、絶対にあってはならないことです。「虐待かもしれない・・・?」と思ったら、「市町村障害者虐待防止センター」にご相談ください。みんなが協力して、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会」をつくりましょう。

障害者虐待防止法の主な内容

- 障害者に対する虐待の禁止
- 障害者虐待を発見した人の通報義務
- 虐待を受けた障害者に対する保護(居室の確保、面会の制限 など)
- 家族などの養護者に対する支援 など

虐待の種類と具体例



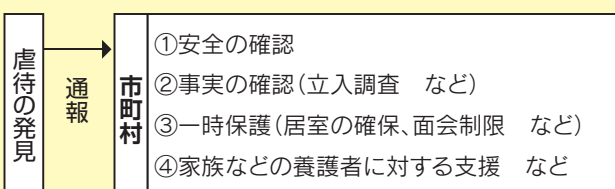
【虐待の種類】

- 家庭における虐待
障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人による虐待
- 施設における虐待
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所などで働いている職員等による虐待
- 職場における虐待
障害者が働いている事業所の従業員等による虐待
※家庭や施設だけでなく、職場での虐待も対象になります。

【虐待の具体例】

- 身体的虐待
殴る、蹴る、閉じ込める、縛り付ける など
- 性的虐待
わいせつな話をする、わいせつな映像を見せる、キスをする など
- 心理的虐待
怒鳴る、ののしる、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視する など
- 放棄・放任(ネグレクト)
食事を与えない、不潔な環境の中に放置する、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など
- 経済的虐待
勝手に預貯金を使う、年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を与えない など

虐待が発生した場合の対応



※市町村は、適宜、県に相談・報告を行います。
※施設や職場における虐待の場合は、県や労働局も、関係法令に基づき対応します。

虐待に気づいたときは

虐待を受けた障害者本人が、虐待だと思わなかったり、被害を訴えることができない場合もあります。虐待を受けたときや、見たり、聞いたりしたときは、お近くの市町村窓口等にお知らせください。

【虐待についての通報窓口】

- 市町村障害者虐待防止センター
※連絡先については、各市町村の障害保健福祉所管課にお尋ねください。
- 県障害者権利擁護センター(県庁障害福祉課内)
☎099(286)5110

問い合わせ先 県庁障害福祉課 ☎099(286)2953